

後期高齢者医療制度のお知らせ

■7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料については、7月に個別にてお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たり保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和4年中の所得－最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

○1年間の保険料の上限額は、66万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

○軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

○被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

○65歳以上の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の 均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減	15,567円
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減	25,946円
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減	41,513円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当するかたとなります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超えるかた
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超えるかた

②被用者保険の被扶養者だったかたの軽減

○この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だったかたは、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンのかたがたが加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難なかたについては、保険料の減免が受けられる場合があります。

●詳細 医療助成係 ☎22-2422、または北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601